

毎月第3金曜日は川西市の『人権デー』です。 今月は「犯罪被害者の人権」について考えてみましょう

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

誰もが突然、犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。

犯罪被害者とその家族をめぐる問題としては、犯罪等により犯罪被害者が直接的な被害を受けた後に、うわさ若しくは中傷又はインターネットでの拡散、マスメディアの報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害といった**二次(加害者でない方)被害**があります。

犯罪被害者やその家族が再び平穏な生活を取り戻すためには、身近な方や地域の方、犯罪被害者等を雇用する事業者などの理解と寄り添う気持ちが大切です。また、周りの方が励ましのつもりでかけた言葉が犯罪被害者等を傷つけてしまうことがありますので、十分注意しましょう。

本市では、「**川西市犯罪被害者等支援条例**」を施行し、相談窓口の設置や支援金の支給、日常生活の支援などを通じて、犯罪被害にあわれた方への支援を行っています。

犯罪被害にあつた人に寄り添う気持ちが大切です!



主な相談先		
川西市		
【犯罪被害者等支援総合相談窓口】 月～金曜日(祝日等除く) 9:00～17:00	犯罪被害者等ホットライン Tel.072-740-2050	・犯罪被害者や家族の支援に関する相談 ・各種支援制度や関係機関等の紹介
【犯罪被害相談員による相談(要予約)】 原則第2・4月曜日(祝日等除く) 13:00～15:00 市役所2階 市民相談室	Tel.072-740-2050 電話で相談日の前週水曜日までに予約	・(公社)ひょうご被害者支援センター犯罪被害相談員による犯罪被害者や家族が抱える悩みについて情報提供や助言
兵庫県警察本部		
【兵庫県警察本部 被害者支援室】 月～金曜日(祝日等除く) 9:00～17:45	サポートセンター Tel.0120-338-274	・犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談 ・こころの悩み相談、カウンセリング
公益社団法人ひょうご被害者支援センター(兵庫県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体)		
【犯罪被害総合的な相談】 火・水・金・土曜日(祝日等除く) 10:00～16:00	Tel.078-367-7833	・弁護士や臨床心理士等による相談 ・裁判所や病院等への付き添い ・裁判傍聴等の支援
【性暴力被害相談】 月～金曜日(祝日等除く) 9:00～17:00	ひょうご性被害ケアセンター「よりそい」 Tel.078-367-7874 または #8891	・弁護士や臨床心理士等による相談 ・医療費の助成、医療機関への同行支援

犯罪被害者週間啓発パネル展



犯罪被害にあわれた方に対する市の支援や、その置かれている状況、生活の平穏への配慮の重要性について理解を深めましょう。

- 期間 11月22日(水)～12月1日(金)
- 時間 9時～17時(最終日は16時まで)
- 場所 市役所1階市民ギャラリー
- 問合せ 生活安全課 TEL:072-740-1333

予約優先
無料

特設人権相談

とき 12月5日(火)・15日(金)・令和6年1月19日(金)
午後1時～4時

ところ 川西市役所4階4番の人権推進多文化共生課で相談をお受けします。

◇問い合わせ 人権推進多文化共生課 Tel.740-1150

無料

「人権啓発ビデオ上映会」

12月13日(水) 午後3時半～

『聲(コエ)の形』

12月15日(金)

午前10時～・午後1時～・午後4時～

『障がいを超えて』

◇問い合わせ 総合センター Tel.758-8398

